

別紙

1 . 作物残留に係る農薬登録保留基準値

新規設定分7農薬

農薬の成分（用途）	作物群等	基準値
ブタフェナシル（除草剤）	みかん	0 . 1 p p m
	みかん以外のかんきつ類	0 . 1 p p m
	第二大粒果実類	0 . 1 p p m
シアゾファミド（殺菌剤）	第一大粒果実類	0 . 1 p p m
	小粒果実類	1 0 p p m
	第二果菜類	2 p p m
	いも類	0 . 1 p p m
チアクロプリド（殺虫剤）*	米	0 . 1 p p m
	第一大粒果実類	1 p p m
	第二大粒果実類	2 p p m
	小粒果実類	5 p p m
	第一果菜類	5 p p m
	第二果菜類	1 p p m
	いも類	0 . 1 p p m
	茶	2 5 p p m
フェンブコナゾール（殺菌剤）	第一大粒果実類	0 . 2 p p m
	第二大粒果実類	1 p p m
	小粒果実類	5 p p m
	茶	5 p p m
ベンゾビシクロン（除草剤）*	米	0 . 1 p p m
インドキサカルブMP（殺虫剤）	第一葉菜類	1 p p m
	だいこんの葉	5 p p m
	根・茎類	0 . 1 p p m
	いも類	0 . 1 p p m
	てんさい	0 . 1 p p m
トリフロキシストロピン（殺菌剤）	第二大粒果実類	5 p p m
	第二果菜類	1 p p m

*の農薬については水質汚濁に係る農薬登録保留基準値も併せて設定されている。

改正分（適用作物の拡大等に伴うもの） **4 農薬**
 [下線が変更分]

農薬の成分（用途）	作物群等	基準値
プロシミドン（殺菌剤）	<u>みかん</u>	1 ppm
	<u>みかん以外のかんきつ類</u>	0.5 ppm
	<u>第一大粒果実類</u>	5 ppm
	<u>第二大粒果実類</u>	0.5 ppm
	<u>小粒果実類</u>	5 ppm
	<u>第一果菜類</u>	5 ppm
	<u>第二果菜類</u>	5 ppm
	<u>第一葉菜類</u>	0.5 ppm
	<u>第二葉菜類</u>	5 ppm
	<u>鱗茎類</u>	0.5 ppm
	<u>いも類</u>	0.5 ppm
	<u>大豆</u>	2 ppm
	<u>大豆以外の豆類</u>	5 ppm
ブプロフェジン（殺虫剤）	米	0.5 ppm
	小麦	0.3 ppm
	みかん	0.3 ppm
	みかん以外のかんきつ類	2 ppm
	<u>第一大粒果実類</u>	1 ppm
	第二大粒果実類	0.5 ppm
	<u>なし</u>	2 ppm
	小粒果実類	0.5 ppm
	ナッツ類	0.1 ppm
	第二果菜類	1 ppm
	ふき	5 ppm
	茶	20 ppm
	オキシリニック酸（殺菌剤）	米
<u>第二大粒果実類</u>		0.5 ppm
第一葉菜類		2 ppm
第二葉菜類		2 ppm
根・茎類		0.2 ppm
鱗茎類		0.1 ppm
いも類		0.5 ppm
ジメトモルフ（殺菌剤）	小粒果実類	5 ppm
	第二果菜類	2 ppm
	<u>第一葉菜類</u>	1 ppm
	<u>第二葉菜類</u>	2 ppm
	鱗茎類	0.1 ppm
	いも類	0.1 ppm

の農薬については食品衛生法に基づく残留農薬基準も設定されている。

2 . 水質汚濁に係る農薬登録保留基準値

新規設定分 4 農薬

農 薬 の 成 分	用 途	基 準 値
チアクロプリド	殺虫剤	0 . 3 m g / l
ベンゾピシクロン	除草剤	0 . 4 m g / l
M C P B エチル	除草剤	0 . 9 m g / l
ベンスリド又はS A P	除草剤	1 m g / l

作物残留に係る農薬登録保留基準値も併せて設定されている。